

令和8年度宮城県土地開発公社グリーン購入の推進に関する計画



令和8年5月
宮城県土地開発公社

令和8年度宮城県土地開発公社グリーン購入の推進に関する計画について

【凡例】

- ・グリーン購入促進条例：グリーン購入促進条例（平成18年宮城県条例第22号）
- ・グリーン購入法：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・国基本方針：環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月変更閣議決定）
- ・手引き：グリーン購入の調達者の手引き（令和8年2月）

1 目的

この計画は、グリーン購入促進条例第11条第1項及び「グリーン購入の推進に関する基本方針」により、令和8年度における特定調達物品等の調達に関する事項について定めるものです。

2 対象機関

対象機関は、宮城県土地開発公社です。

3 定義

- （1）「グリーン購入」とは、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいいます。
- （2）「環境物品等」とは、グリーン購入法第2条第1項に規定する環境物品等をいい、具体的には次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。
 - ア 再生資源その他の環境への負荷（「環境基本法」（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
 - イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
 - ウ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務
- （3）「特定調達品目」とは、重点的にグリーン購入を推進すべき環境物品等の種類をいいます。
- （4）「特定調達物品等」とは、特定調達品目ごとにその判断の基準等を満たす物品等をいいます。
- （5）「物品の調達」には、購入の他、リース又はレンタル契約による調達も含みます。

4 特定調達品目の判断の基準及び特定調達物品等の選択方法

別添1のとおりです。

5 特定調達品目

本計画における特定調達品目は、別添2のとおりです。

6 調達目標及び前年度の調達実績

各特定調達品目の調達目標及び令和6年度の調達実績は、別添3のとおりです

7 特定調達物品等の調達先

特定調達物品等は、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の環境保全活動を促進するため、環境に配慮した事業活動に努める事業者から調達するものとします。

別添1 特定調達品目の判断の基準及び特定調達物品等の選択方法

1 判断の基準

グリーン購入促進条例（以下、「条例」とする。）第10条第2項に規定する特定調達物品等は、下記のとおりとする。

（１）「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（環境省・令和8年2月3日変更閣議決定）に基づく物品等

（２）宮城県グリーン製品（条例第14条）

条例では、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。

【参考】

○「判断の基準」に関する参考資料

・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月3日変更閣議決定）

特定調達物品等に係る「判断の基準」等が規定されています。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

・「グリーン購入の調達者の手引き」（令和8年2月）

国基本方針における「判断の基準」について解説した参考資料です。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

2 選択方法

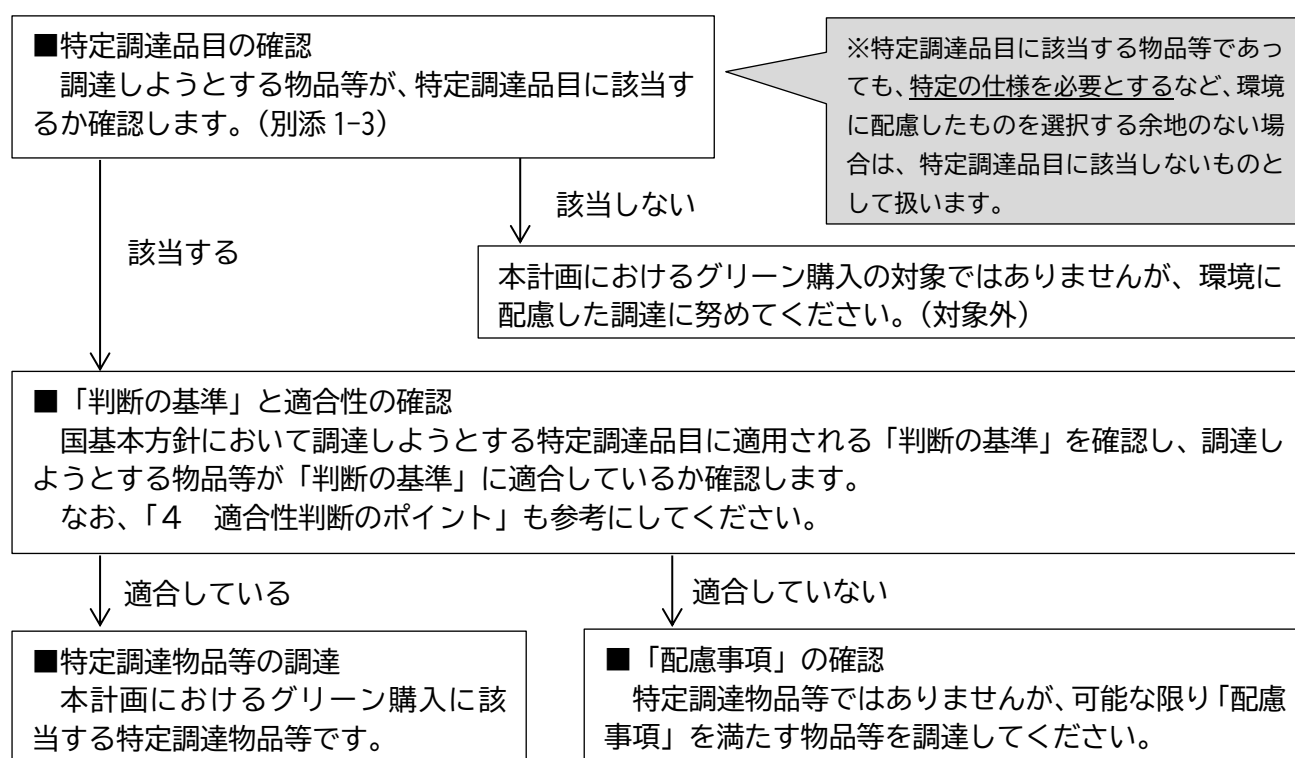
（１）調達の必要性の再確認

環境物品等の調達に当たっては、調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう、調達総量をできるだけ抑制するように配慮することが重要です。

既存品の修理やリフォーム、レンタルなどで対応できないか、調達する場合でも必要な分だけ調達する、消耗品の補充や詰替えが可能なものは補充品や詰替品を調達するなど、調達の必要性について再度確認してください。

（２）役務以外の物品等を調達する場合

以下の手順により特定調達物品等を選択します。



(3) 役務を調達する場合

実施しようとする事業の内容や特性、コスト等に留意しつつ、原則として「判断の基準」に適合する役務を調達するよう努めます。ただし、県内事業者では本計画の判断基準を満たす役務を提供することができない等の理由により、入札執行者や所属長が適当でないと判断した場合はこの限りではありません。

4 適合性判断のポイント

以下の特定調達品目の調達に当たっては、既存の環境ラベル等により「判断の基準」への適合性を確認することができます。

(1) 全体 共通の判断 のポイント 品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
全体共通		1 本県の「事務用品の単価契約一覧<集中調達用>」掲載物品 掲載されている物品等のうち、「特定調達品目」欄に○が付されている物品等は、「判断の基準」に適合しています。	
		2 環境ラベル等の表示がない製品 下記基本方針の「判断の基準」を満たす場合には、適合品に該当します。 (参考) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針 URL: https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html	
		3 特定の仕様を必要とする場合等 特定調達品目に該当する物品等であっても、特定の仕様を必要とするなど、環境に配慮したものを選択する余地のない場合は、特定調達品目に該当しないものとして扱います。 (本計画におけるグリーン購入の対象外となりますが、環境に配慮した調達に努めてください。)	
		4 グリーン購入法適合商品等 製品カタログ等において、グリーン購入法に適合している商品であると表示されている物品等は、「判断の基準」に適合しているものと取り扱って差し支えありません。	グリーン購入法適合商品 ※統一ラベル等はありません。
		5 宮城県グリーン製品 認定されている物品は、「判断の基準」を満たしているものとみなします。	 宮城県グリーン製品

(2) 品目ごとの判断のポイント

下表内「※条件あり」の詳細については「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
1 紙類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	コピー用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値およびその内訳（指標項目ごとの評価値等）は外箱またはウェブサイト等に記載されています。	
	印刷用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値およびその内訳は各社のウェブサイト等に公表されています。	
2 文具類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
3 画像機器等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
		国際エネルギープログラムの画像機器 (Ver.3.0) の適合機種は、「判断の基準」を満たしています。 (コピー機は Ver.2.0 を適用)	
	トナーカートリッジ	エコマークの表示がない製品も、以下ア～キの基準を満たす場合には、適合品に該当します。 ア 使用済カートリッジの回収システムがあること。 イ 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が60%以上であること。 ウ 回収部品の再資源化率が95%以上であること。 エ 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等をした上で適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ トナーの化学安全性が確認されていること。 カ 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと。 キ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。	

4 電子計算機等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	電子計算機	国際エネルギースタープログラム (Ver.8.0 以上) の適合機種は、「判断の基準」を満たしています。	
	記録用メディア	エコマークの表示がない製品も、次のいずれかの基準を満たす場合には、適合品に該当します。(ケースに適用) 1. 再生プラスチックがプラスチック重量の 40% 以上又は古紙パルプ配合率 70% 以上 2. 厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプ又はスピンドルタイプ 3. バイオマスプラスチックの使用 (マスバランス方式を含む)	
	磁気ディスク装置	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。	
5 オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	掛時計	次のいずれかに該当するものは、「判断の基準」に適合しています。 ① 太陽電池及び小形充電式電池 (二次電池) を有し、一次電池を使用せず作動するもの。 ② 太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が 5 年以上使用できるもの。 ③ 一次電池のみで使用される場合には、電池が 5 年以上使用できるもの。	
	一次電池単 1 ～単 4 形)	JIS マーク製品 (JIS C 8515) のアルカリ電池以上の性能を持つ製品 (マンガン電池でないもの) は、「判断の基準」に適合しています。	
	小型充電式電池 (単 1 ～単 4 形)	ニッケル水素電池等の「小形充電式電池 (二次電池)」は、「判断の基準」に適合しています。	
6 照明	電球形 LED ランプ	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 エコマークの表示がない製品も、光源色に応じたランプ効率、演色性 (Ra70 以上)、定格寿命 (40,000 時間以上) 等の基準を満たす場合は、適合品に該当します	

7 制服・作業服等	共通	エコ・ユニフォームマーク貼付品は、「判断の基準」に適合しています。	
		エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 ※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。	
	制服、作業服、帽子	以下の2段階の判断の基準に基づき適合性を確認します。 ● 基準値1（推進する基準）： 下記の「基準値2」のいずれかを満たし、かつ次のア及びイの両方を満たすこと。 ア. 定量的環境情報（CFP）の算定・開示がなされていること。 イ. 製品使用後の回収及び再使用・再生利用システムが構築されていること。 ● 基準値2（最低限の基準）： 環境ラベル等がない製品でも、下記1～6のいずれかを満たす場合は適合します。 1. 再生PET由来のポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 2. 故繊維（古着・古布等）から得られるポリエステル繊維が10%以上使用されていること。 3. 故繊維等から得られる再生繊維（ポリエステル以外）が5%以上使用されていること。 4. 混紡製品において、再生PET由来ポリエステルをポリエステル重量比で50%以上、かつ他繊維の再生繊維を繊維部分重量比で5%以上使用していること。 5. 植物を原料とする合成繊維が30%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 6. エコマーク認定基準を満たすこと。	 ※条件あり

8 作業手袋	作業手袋	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 環境ラベル等がない製品でも、下記1～4のいずれかを満たす場合は適合します。 1. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め除く）で50%以上使用されていること。 2. 故繊維から得られる繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 3. 未利用繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 4. 植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。	
9 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
		バイオマスプラマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。 ・バイオマスプラスチックに関する情報の開示 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用	 ※条件あり
		バイオマスマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。 ・バイオマスプラスチックに関する情報の開示 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用	 ※条件あり
		環境ラベル（バイオマスプラマーク、バイオマスマーク等）がある製品、又はラベル表示がない製品でも、下記ア～エの要件を満たす場合は適合します。 ア. バイオマスプラスチックを 25%以上使用（バイオベース合成ポリマー含有率 25%以上）、又は再生プラスチックを 40%以上使用していること。 ※ バイオマスプラスチックについては、令和 8 年度より第三者認証に基づく「マスバランス方式」による割当率の適用が認められます。 イ. プラスチックの添加剤としての充填剤を使用していないこと（増量を目的としたものに限る）。 ウ. 上記アに関する情報が、製品本体、包装、カタログ又はウェブサイト等で開示されていること。 エ. （R8 追加配慮事項）製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント：CFP）の算定・開示に努めていること。	

10 役務	印刷	基準値 1 (推進する基準)	基準値 2 (最低限の基準)														
		下記の①～④に加え、次のア～オのいずれかを満たす事業者又は印刷物であること。 ア. 環境マネジメントシステム (ISO14001 等) の認証取得 イ. 環境報告書等の作成・公表 ウ. 印刷物のカーボンフットプリント (CFP) の算定・開示 エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物 オ. グリーンプリンティング (GP) 認定又は環境推進工場認定の取得	下記①～④のすべてを満たすこと														
		① 用紙：総合評価値 80 以上かつリサイクル適性 A ランクであること 総合評価値 80 ※印刷用紙の箱等への表示イメージ															
		② インキ類： ＜オフセット印刷＞ バイオマス含有したインキ(バイオマスマーク、植物油インキ等) ＜デジタル印刷＞ 化学安全性が確認されたトナー又はインキ															
		③ 工程：製版のデジタル化、印刷版のリサイクル、VOC 発生抑制等の実施															
		<table><tr><td rowspan="5">オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮</td><td>デジタル化(DTP 化)又は銀の回収のいずれか</td><td>・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施</td></tr><tr><td>印刷版(アルミ)のリサイクル</td><td>刷版工程:リユース又はリサイクル</td></tr><tr><td>VOC 発生抑制</td><td>印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入 (自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用</td></tr><tr><td>製紙原料(等)へのリサイクル※2</td><td>・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上</td></tr><tr><td>省エネ活動の実施</td><td>印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)</td></tr><tr><td></td><td>騒音・振動抑制</td><td>製本工程:窓、ドアの開放禁止</td></tr></table>		オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮	デジタル化(DTP 化)又は銀の回収のいずれか	・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施	印刷版(アルミ)のリサイクル	刷版工程:リユース又はリサイクル	VOC 発生抑制	印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入 (自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用	製紙原料(等)へのリサイクル※2	・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上	省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)		騒音・振動抑制	製本工程:窓、ドアの開放禁止
オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮	デジタル化(DTP 化)又は銀の回収のいずれか	・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施															
	印刷版(アルミ)のリサイクル	刷版工程:リユース又はリサイクル															
	VOC 発生抑制	印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入 (自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用															
	製紙原料(等)へのリサイクル※2	・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上															
	省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)															
	騒音・振動抑制	製本工程:窓、ドアの開放禁止															
		④ リサイクル適性の表示：ランクに応じた適切な文言の表示（保存用印刷物等を除く）															
		●A ランクの資材のみを使用 識別記号及び文言 リサイクル適性 A この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。 ●A 又は B ランクの資材のみを使用 識別記号及び文言 リサイクル適性 B この印刷物は、板紙へリサイクルできます。															

		グリーンプリンティング認定工場は、印刷工程に係る基準を満たしています。	
		エコマーク認定品（紙製の印刷物）は、グリーン購入法の印刷の用紙及び印刷工程の基準を満たしています。	
		NL マークは、インキの化学安全性の基準を満たしています。	
		水なしオフセット印刷で印刷した印刷物に記載できるマークです。	
	輸配送、旅客輸送、引越輸送	グリーン経営認証取得事業者は、判断の基準を満たしています。	
	清掃、機密文書処理	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	

【参考】グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」について

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、グリーン購入の取組を促進するために、平成8年2月に設立された企業・行政・民間団体などによる緩やかなネットワーク組織であり、グリーン購入の普及啓発活動等を行っている団体です。

この GPN が運営する「エコ商品ねっと」は、環境に配慮した製品やサービスを「グリーン購入法適合」、「エコマーク認定」など、さまざまな視点から多角的に比較することができる検索サイトです。紙や文具、OA 機器等、グリーン購入の主要分野に関する製品やサービスに関する環境情報が掲載されていますので、グリーン購入推進の参考として活用願います。

○グリーン購入法適合品検索サイト「エコ商品ねっと」

URL : <https://www.gpn.jp/econet/>

【参考】適合品の商品情報の収集方法

- 印刷用紙に係る情報提供について（環境省）

URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/paper.html>

- 分野別

[文具類]

一般社団法人全日本文具協会のウェブサイト：グリーン購入法＜文具類＞の手引き

https://zenbunkyo.jp/docs/green_2025.pdf

別添２ 特定調達品目一覧

本計画における特定調達品目は、以下のとおりです。

※「単位」は、調達実績を集計する際の単位を示しています。

1 紙類

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
1	コピー用紙	枚
2	フォーム用紙	枚
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	枚
4	塗工されていない印刷用紙	枚
5	塗工されている印刷用紙	枚
6	トイレットペーパー	巻
7	ティッシュペーパー	枚
【対象範囲・定義】 印刷用紙の対象について、「塗工されていない印刷用紙」には、非塗工印刷用紙が該当し、「塗工されている印刷用紙」には、塗工印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙等）、微塗工印刷用紙等が該当する。		

2 文具類

物品 番号	特 定 調 達 品 目	【対象範囲・定義】	単 位
8	シャープペンシル		本
9	シャープペンシル替芯		ケース
10	ボールペン		本
11	マーキングペン		本
12	鉛筆		本
13	スタンプ台		個
14	朱肉		個
15	印章セット		個
16	印箱		個
17	公印		個
18	ゴム印		個
19	回転ゴム印		個
20	定規		個

21	トレー		個
22	消しゴム		個
23	ステープラー（汎用型）	No.10 の針を使用するハンディタイプのもの。	個
24	ステープラー（汎用型以外）	汎用型以外のもの（大型ステープラー、付加機能（フラットタイプ、軽とじタイプ、針収納タイプ、中とじタイプ等）を付した No.10 の針を使用するもの、針を使用しないもの）。	個
25	ステープラー針リムーバー		個
26	連射式クリップ（本体）		本
27	事務用修正具（テープ）		個
28	事務用修正具（液状）		個
29	クラフトテープ		巻
30	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）		巻
31	両面粘着紙テープ		巻
32	製本テープ		巻
33	ブックスタンド		個
34	ペンスタンド		個
35	クリップケース		個
36	はさみ		個
37	マグネット（玉）		個
38	マグネット（バー）		個
39	テープカッター		個
40	パンチ（手動）		台
41	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）		個
42	紙めくりクリーム		個
43	鉛筆削（手動）		個
44	OAクリーナー（ウェットタイプ）		個
45	OAクリーナー（液タイプ）		個
46	ダストブロワー		個
47	レターケース		個
48	メディアケース	CD、DVD 及び BD 用の各種メディアを収納するためのケース。箱状のもの。ブックタイプのもの。	個

49	マウスパッド		枚
50	OAフィルター（枠あり）		枚
51	丸刃式紙裁断機		台
52	カッターナイフ		個
53	カッティングマット		枚
54	デスクマット		枚
55	OHPフィルム		枚
56	絵筆		本
57	絵の具		セット
58	墨汁		個
59	のり（液状）（補充用を含む。）		本
60	のり（澱粉のり）（補充用を含む。）		個
61	のり（固形）（補充用を含む。）		本
62	のり（テープ）		本
63	ファイル	（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。） ●穴をあけてとじるファイル フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル（片開き、両開き）、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ピス式ファイル、スモールファイル、A-Z ファイル ●穴をあけずにとじるファイル フォルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、スクラップブック、Z 式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、用箋挟（クリップボード）、ピン式ファイル、パンフレットファイル、図面ファイル（布製図面袋含む）、ケースファイル、スライドレール式ファイル、スライドクリップ式ファイル（※スライド付きのものは「クリアーフォルダー」に含まれません。） ●コンピュータ用データファイル（キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式） ●その他書類等をまとめて保管するための表紙、ケース、ホルダー類全般（替表紙、折目表紙、書類（文書）用保存箱、サンプルボックス、チャック付ケース等）	冊
64	クリアーフォルダー	主に透明のシートからなる書類を挟み込んで保管するためのファイル。（ただし、スライド付きのものは「ファイル」に分類されるため除外する）	枚

65	クリアーファイル	何枚かの透明ポケットを一冊にまとめ、それに表紙がついたファイル。名刺ファイル、はがきファイル等、用途が限定されたものも含む。(ただし、ポケットの差し替えが可能なバインダー型は除外する)	冊
66	バインダー	●MP バインダー、リングバインダー (X 式、平てこ式、立ててこ式等) ●コンピュータ用データバインダー	冊
67	ファイリング用品	背見出し、ポケット、仕切り紙、その他ファイル、バインダーのと同じ穴規格に対応した補充用品。	個
68	アルバム (台紙を含む。)		セット
69	つづりひも		束
70	カードケース		枚
71	事務用封筒 (紙製)	保存袋、クッション材入りのものを含む。	枚
72	窓付き封筒 (紙製)		枚
73	けい紙		枚
74	起案用紙		枚
75	ノート		冊
76	パンチラベル		袋
77	タックラベル		冊
78	インデックス		袋
79	付箋紙	ロールタイプも含む。	個
80	付箋フィルム	ロールタイプも含む。	個
81	黒板拭き		個
82	ホワイトボード用イレーザー		個
83	額縁		個
84	テープ印字機等用カセット		個
85	テープ印字機等用テープ		巻
86	ごみ箱		個
87	リサイクルボックス		個
88	缶・ボトルつぶし機 (手動)		個
89	名札 (机上用)		個
90	名札 (衣服取付型・首下げ型)		個
91	鍵かけ (フックを含む)		個
92	チョーク		本
93	グラウンド用白線		袋

94	梱包用バンド		巻
----	--------	--	---

3 画像機器等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
95	コピー機	台
96	複合機	台
97	拡張性のあるデジタルコピー機	台
98	プリンタ	台
99	プリンタ複合機	台
100	ファクシミリ	台
101	スキャナ	台
102	プロジェクタ	台
103	トナーカートリッジ	台
104	インクカートリッジ	台
【対象範囲・定義】 1 「コピー機」とは、紙などの画像原本からハードコピーの印刷物の生成を唯一の機能とする画像機器をいう。 2 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。 3 「拡張性のあるデジタルコピー機」とは、コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器をいう。 4 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する（合わせて2以上）機器をいう。 5 「プロジェクタ」とは、一般の会議室、教室、講堂等で使用する機器が対象。 6 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせる構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。 ア 「新品トナー/インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。 イ 「再生トナー/インクカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、再生カートリッジであることの表記をされたものをいう。 7 「インクカートリッジ」とは、インクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品（ユーザーが容器にインクを補充するタイプのもの等）は、は、インクカートリッジには含まれないものとする。 8 トナーカートリッジ及びインクカートリッジは、補充用の消耗品として調達するものであって、コピー機やプリンタ等の機器の購入時に装着又は附属しているものは含まない。		

4 電子計算機等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
105	電子計算機	台
106	磁気ディスク装置	台
107	ディスプレイ	個
108	記録用メディア	個
【対象範囲・定義】1 「電子計算機」の対象機器は、省エネ法または国際エネルギー省プログラムの対象範囲と同一とする。ノートPCにはスレートPC、2in1PCを含む。タブレットPC等は対象に含まれない。 (参考) 省エネ法「電気計算機」の対象範囲：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/06_keisanki.html 国際エネルギー省プログラム制度要項： https://www.energystar.go.jp/outline/pdf/summary_2021_1.pdf 2 「磁気ディスク装置」は、次のいずれかに該当するものは対象に含まれないものとする。 ① 記憶容量が1ギガバイト以下のもの ② 電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの 3 「ディスプレイ」の対象機器は、国際エネルギー省プログラムと同様であり、コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ（タイルドディスプレイを含む）とする。 コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。サイネージディスプレイは、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。 ① 対角線画面サイズが30インチを超えるもの ② 最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ（400cd/m²）を超えるもの ③ 画素密度が1平方インチ当たり7,000ピクセル（7,000ピクセル/in²）以下であるもの ④ 搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの ⑤ RJ45 又は RS232 ポートを有するもの 4 「記録用メディア」とは、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。		

5 オフィス機器等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
109	シュレッダー	台
110	デジタル印刷機	個
111	掛時計	個
112	電子式卓上計算機	個
113	一次電池又は小形充電式電池	台

【対象範囲・定義】

- 1 「シュレッダー」について、次のいずれかに該当するものは、対象に含まれないものとする。
 - ① 裁断モーターの出力が500W以上のもの
 - ② 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
- 2 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機（リソグラフ等）をいう。
- 3 「掛時計」は、通常の執務室、会議室等において使用する壁掛型の時計を対象とする。大型のものは除く。
- 4 「電子式卓上計算機（電卓）」は、通常の行政事務の用に供するものとする。
- 5 「一次電池又は小型充電式電池」の対象は、単1型～単4型とする。

6 照明

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
114	L E D照明器具	台
115	L E Dを光源とした内照式表示灯	台
116	電球形LEDランプ	個

【対象範囲・定義】

- 1 「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126の5に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないものとする。
- 2 「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。
- 3 「電球形LEDランプ」は、一般照明用の電球型LEDランプのみを対象とする。昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは対象外とする。

7 制服・作業服等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
117	制服	着
118	作業服	着
119	帽子	個
120	靴	足

【対象範囲・定義】

1 「制服」「作業服」「帽子」及び「靴」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。

8 作業手袋

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
121	作業手袋	双
【対象範囲・定義】 「作業手袋」については、主要材料が繊維の製品が対象となる。革製、ゴム製の手袋は本項目の対象外とする。		

9 ごみ袋等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
122	プラスチック製ごみ袋	枚
【対象範囲・定義】 「プラスチック製ごみ袋」とは、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処分に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等を除く。		

10 役務

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
123	省エネルギー診断	件数
124	印刷	件数
125	食堂	食堂設置数
126	自動車専用タイヤ更正	件数
127	自動車整備	整備件数
128	植栽管理	件数
129	加煙試験	件数
130	清掃	件数
131	タイルカーペット洗浄	件数
132	機密文書処理	件数
133	害虫防除	件数
134	輸配送	件数

135	旅客輸送	件数
136	庁舎等において営業を行う小売業務	件数
137	クリーニング	件数
138	飲料自動販売機設置	設置件数
139	引越輸送	件数
140	会議運営	件数
141	印刷機能等提供業務	件数

【対象範囲・定義】

- 1 「省エネルギー診断」とは、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目の調査・分析の委託をいう。
- 2 本項の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。
- 3 「食堂」については、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂が対象となる。
- 4 「自動車専用タイヤの更生」において対象とするタイヤは、「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。
- 5 「自動車整備」における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。
- 6 本項の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 7 「加煙試験」とは、消防設備点検業務等において実施されるもので、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙検知器の作動試験を行うことをいう。
- 8 本項の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
- 9 本項の対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。
- 10 本項の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。
 - ア 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。
 - イ 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物をいう。
 - ウ 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1kg以下の一口一冊の貨物をいう。
- 11 本項の対象とする「旅客輸送」とは、一般貸切旅客自動車（バス）、一般乗用旅客自動車（タクシー）の利用の契約をいう。
- 12 「小売業務」は、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業を行う小売業務が対象となる。
- 13 本項の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。
- 14 「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料、紙容器飲料及びカップ式飲料自動販売機の設置を対象とする。ただし、以下のものを除く。
 - ① 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの

- ② 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
- ③ 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの、
- ④ 電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

15 本項の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。

16 本項の対象とする「会議運営」とは、委託契約等により会議の運営を含む業務をいう。会議の運営単体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含む場合にも適用する。

17 本項の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器（本計画「4 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「6 オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。）による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。

ア 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務

イ 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務

ウ 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務

別添 3 調達目標及び前年度の調達実績

特定調達品目の分類	調達目標	令和 6 年度 調達実績	目 標 達成状況
1 紙類	90%	99.7%	○
うちコピー用紙	90%	99.7%	○
2 文具類	90%	92.7%	○
3 画像機器等	—	—	—
4 電子計算機等	—	—	—
5 オフィス機器等	90%	100%	○
6 照明	—	—	—
7 制服・作業服等	90%	100%	○
8 作業手袋	—	—	—
9 ごみ袋等	—	—	—
10 役務	原則とする	100%	—